

こどもの心の声を聴くことのできる人になりませんか!

2024年度 こども意見表明等支援員養成「基礎講座」

受講料無料



児童福祉法改正により、都道府県では令和6年4月から、社会的養護のもとで暮らすこどもの処遇に子ども自身の意見が反映されるよう、その意見の形成・表明を支援する「意見表明等支援事業」の導入に努め、こどもの権利擁護の一層の推進を図ることとされました。

福岡県では、児童相談所や児童養護施設等から独立した第三者として、こどもの立場に立ち、こどもの意見を聴き、その意見表明等を支援する「こども意見表明等支援員」を養成するための研修を実施しています。

「基礎講座」と、その次に開講する「専門講座」を修了し、その後の実習を修了すれば「こども意見表明等支援員」となることができます。注1

「基礎講座」だけでも、児童虐待や、こどもの発達障がい、ヤングケアラーなど様々な事情を抱えたこどもの気持ちを聴くことの大切さと基本的なスキルを学ぶことができます。

研修形式 …… ZOOMIによるオンライン、又はオンデマンドによる受講 注2
(オンライン研修の日程の一部を、オンデマンドで受講することも可能です)

受講対象者 …… 福岡県在住、県内に職場がある人(県外の方は、注3参照)

基礎講座研修日 …… [オンライン] 令和6年7月6日(土)・7月20日(土)・8月3日(土)
[オンデマンド] 10月末まで

基礎講座申込期間… 令和6年5月24日～6月29日(オンデマンド受講は9月30日まで)

注1 「基礎講座」修了後の「専門講座」は受講料が必要です。「専門講座」の修了後には、実習(無料)があります。「こども意見表明等支援員」となるためには、基礎講座と専門講座を修了し、実習を修了しなければなりません。

注2 研修はZoomによるオンライン、又はオンデマンドでの受講となりますので、インターネット接続環境にあることが受講条件になります。

注3 県外在住の方でも、県内の施設等への移動が可能な場合は対象者となります。その旨「参加動機」欄にご記入ください。

【お申し込み方法】

- ◆ 当法人のホームページにある専用申し込みフォームからお申し込みください。右のQRコードからアクセス可能です。<https://fukuokaken-cac.org/>
申し込みフォームがご利用できない場合は、Eメール(kensyu@fukuokaken-cac.org)宛に申込様式を請求して、記入後、当団体までお送りください。記入内容は、お名前(ふりがな)・年齢・所属・住所・TEL・E-mail・修了認定の希望の有無・参加動機・参加方法等です。
- ◆ 講座の連絡などは、原則としてメールで行います。
- ◆ 他団体の主催する子どもアドボカシー基礎研修を修了された方は、一部受講を免除される場合もありますので、お問い合わせのうえ受講証明書等を添えて申し出てください。



オンライン開催日時		テーマ(内容)	講師
7/6 (土)	9:00- 9:15	オリエンテーション	福岡県子どもアドボカシーセンター
	9:15- 9:30	主催者あいさつ	福岡県福祉労働部子ども福祉課
	9:30-10:50	①「子どものアドボカシーとは」アドボカシーの定義・理念及び種類と役割	河嶋 静代 福岡県子どもアドボカシーセンター理事長
	11:00-12:20	②子どもの権利条約と子どもの権利	奥村 賢一 福岡県立大学准教授
	13:00-14:20	③社会的養護の当事者、経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状	美濃部 康代 福岡市ひとり親家庭支援センター相談員
7/20 (土)	9:30-10:50	④子どもの意見表明等支援員制度とその他の権利擁護システム	安部 計彦 日本児童相談業務評価機関 代表理事 (元 西南学院大学教授)
	11:00-12:20	⑤多様な子どもの理解とアドボカシーのニーズ	大西 良 筑紫女学園大学 准教授
	13:00-14:20	⑥訪問アドボカシーの実践	安孫子 健輔 子どもアドボカシーセンター福岡理事長
8/3 (土)	9:30-10:50	⑦子どもが安心して話せるための原則	河嶋 静代 福岡県子どもアドボカシーセンター理事長
	11:00-12:20	⑧社会的養護のもとで暮らす子どもたちと関係機関	田中 伸助 福岡県社会福祉士会副会長 (元児童相談所児童福祉司)
	13:00-13:40	⑨-1 福岡県の子どもの権利擁護と意見表明等支援事業の概要	福岡県福祉労働部子ども福祉課 社会的養護支援係
	13:40-14:20	⑨-2 福岡県の訪問アドボカシー活動	田中 伸助 福岡県社会福祉士会副会長 (元児童相談所児童福祉司)
	14:30-15:30	研修の振り返りと今後について	河嶋静代・田中伸助 福岡県子どもアドボカシーセンター

基礎講座の修了認定

- 次の条件で修了認定(修了証の交付)を行います。修了した人のみ「専門講座」を受講できます。
 - 受講確認のため、各講義の感想(100字程度)を提出。
 - 全講義の受講後に、修了レポート(2000字程度)を提出。
 - 修了レポートが次の評価ポイントを満たした内容になっている。
子どもの権利を理解しているか。/子どもアドボカシーの基礎知識を理解しているか。
- 修了認定を必要としない場合は、受講後にアンケートの提出をお願いします。

専門講座……(第1期)8月24日、9月7日、9月21日、10月5日、10月12日(集合)、10月26日(集合)
(第2期)はオンデマンドによる視聴と、11月30日(集合)、12月14日(集合)

※専門講座を修了するためには、対面による集合研修への参加が必須です。

実習……専門講座の受講後にレポートを提出し、合格した方を対象に11月中旬頃から実習を順次実施する予定です。(専門講座の募集案内と詳細はホームページに掲載します。)

注1 福岡県の意見表明等支援員として登録された場合は、福岡県が所管している児童福祉施設等への派遣となります。(他県、北九州市、福岡市が所管している施設等への派遣は行っていません。)

注2 「子ども意見表明等支援員」は児童相談所や児童養護施設等から独立した立場で活動するため、現在、県内の児童相談所及び児童養護施設等で働かれている方については、活動範囲等に制限がかかる場合があります。登録を希望される方は、個別にご相談ください。